|  |
| --- |
| 意　見　書青空保育園長　宛 　　　　　組　児童名　　　　　　　　　　　病名 「　　　　　　　　　　　　　　　 」 下記の１・２のいずれかに✅を入れて下さい。□１.　症状も回復し集団生活に支障がない状態になったので令和　　年　　月　　日から登園可能と判断します。□２. 令和　　年　　月　　日時点で以下の「登園のめやす」の記載事項を満たしている場合、集団生活に支障がない状態になったと認め登園可能と判断します。令和　　　年　　 月　　 日　医療機関 医 師 名 　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  感染症名 | 感染しやすい期間  | 登園のめやす  |
| 麻しん（はしか） | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過してから |
| 風しん  | 発しん出現の前7日から後7日間くらい  | 発しんが消失してから |
| 水痘（水ぼうそう）  | 発しん出現1～2日前から痂皮形成まで  | すべての発しんが痂皮化してから  |
| 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）  | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日  | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで  |
| 結核  | ２年以内（６ヶ月以内が多い） | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱）  | 発熱、充血等症状が出現した数日間  | 主な症状が消え2日経過してから  |
| 流行性角結膜炎  | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強い為結膜炎の症状が消失してから  |
| 百日咳  | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症 （Ｏ157、Ｏ26、Ｏ111等）  | 便中に菌が排泄されている間 | 症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの  |
| 急性出血性結膜炎  | ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される  | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症  |  | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |
| 溶連菌感染症  | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること  |
| マイコプラズマ肺炎 （3歳未満児） | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間  | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| RSウイルス（3歳未満児） | 呼吸器症状が出ている間 | 呼吸器症状が落ち着いていること |
| 帯状疱疹  | 水疱を形成している間  | すべての発しんが痂皮化してから  |

※溶連菌は感染力が強く園内での流行が顕著な為、意見書が必要な疾患とする。

※マイコプラズマ肺炎はマスクができない3歳未満児に限り意見書が必要な疾患とする。

※RSウイルスは乳児が感染すると重症化しやすい為、保育園の特性上3歳未満児は意見書が必要な疾患とする。

※帯状疱疹は予防接種を受けられない乳児への配慮から、意見書が必要な疾患とする。

保育所における感染症対策ガイドライン参照　H29.3作成　R6.3改訂